

第3章

商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、商標審査便覧の改訂、商品・役務の分類に関する取組、商標の国際登録制度に関する取組、地域団体商標に関する取組、商標審査の品質管理、出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用について紹介する。

1 商標審査便覧の改訂

(1) 2017年度商標審査便覧¹の改訂

2017年度は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）の施行に伴い、地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件の明確化に係る改訂を行った他、商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用に係る改訂、歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願に関連する改訂、及び新しいタイプの商標に関する運用についての改訂を行った。

(2) 改訂の概要

①商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用に係る改訂（41.100.03²）

本便覧については、運用開始から10年が経過し、ユーザーにも浸透・定着していた一方で、ユーザーからは、1区分内で指定できる商品又は役務の範囲について不公平感がある等の意見も出ていたため、以下のとおり改訂を行った（小売り等役務に係る取扱いについ

ては変更なし）。

- ・類似群のカウント方法の変更。すなわち、1区分内における指定商品又は指定役務に付与されている類似群数を単純にカウントすることとした。例えば、現在1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務についても、1個ではなく、付与されている数をカウントする。
- ・1区分内における類似群の上限数は、「22個」とする。
- ・商標の使用の意思を明記した文書も援用することができることとする。ただし、出願後3～4年以内までに商標の使用又は商標の使用の意思があることに合理的な疑義がある場合は、あらためて確認を行う。

②歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱いを新設（42.107.05）

これまで取扱いが規定されていなかったため、個別の審査に委ねられていた歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標の取扱いについて明確化し、運用の統一化を図

1 <http://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki jun/ki jun2/syohyoubin.htm>

2 この番号は便覧における見出し番号（以下、同様）。



るため、商標審査便覧に記載

③家紋からなる商標登録出願の取扱い
(42.107.06)、著名な絵画等からなる商標登録出願の取扱い(42.107.07)を新設

家紋からなる商標登録出願、著名な絵画等からなる商標登録出願の運用の統一化を図るため、商標審査便覧に記載

④新しいタイプの商標に係る審査運用の更なる明確化に係る改訂(52.01、54.01、54.02、54.05、54.06、54.07、55.01、55.02、55.03、56.01、56.02、56.03)

2015年に新しいタイプの商標制度が導入されて以降、現在までの審査の蓄積をもとに、出願人から問い合わせの多かった点、拒絶理由のポイントとなる点等について、以下のように、商標審査便覧を改訂した。

- ・全タイプについて、商標法第3条1項柱書の要件を満たす商標の記載例を追記。
- ・音商標及び位置商標について、商標法第5条第5項の要件を満たす事例・満たさない事例を追記。

2 商品・役務の分類に関する取組

(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に 関する取組

① ニース協定とは

ニース協定¹は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し²、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系³として使用している。

ニース協定の加盟国は、2018年3月現在84の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の

国及びWIPO(国際登録)⁴、EUIPO等の政府機関により使用されている。

② ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会⁵が行っており、①類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」⁶と、②注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」⁷がある。

2018年1月1日発効の国際分類第11-2018版は、2017年5月にWIPOで開催された、専門家委員会第27回会合において決定された「その他の変更」を反映したものである。

1 正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という。

2 当時は国際分類を副次的な体系(標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例:商標公報、商標登録原簿)に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。)として使用していた。

3 標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用すること。

4 「3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組」参照。

5 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。

6 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。

7 毎年発効する新追加版に反映される。

2-3-1図 国際分類第 11-2018 版における主な追加

	英語表記	日本語訳
第 3 類	air fragrance reed diffusers	芳香用葦の揮散器からなる芳香剤
第 7 類	3D printing pens	ペン型 3D プリンター
第 9 類	downloadable graphics for mobile phones	携帯電話用のダウンロード可能な画像
第 9 類	wearable computers	身体装着式携帯情報端末
第 11 類	electrically heated clothing	電熱式被服
第 12 類	camera drones	カメラを搭載したドローン
第 18 類	motorized suitcases	電動式移動機能付きスーツケース
第 29 類	yuba [tofu skin]	湯葉
第 32 類	energy drinks	エナジードリンク
第 43 類	udon and soba restaurant services	うどん及びそばの提供

(2)WIPO・Madrid Goods & Services Manager (MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願において WIPO で認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

日本国特許庁は、これまで WIPO に対し、MGS に掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、慣れ親しんだ日本の類似群コードを使用して WIPO 及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

(3)日韓両庁の協力プロジェクト:日韓類似群コード対応表の作成・公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他

人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約 6 千 4 百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとしている。

そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる 5 桁の共通コードである「類似群コード」を付している。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される。

②日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2018 年 2 月、ニース国際分類 [第 11-2018 版]（2018 年 1 月 1 日発効）

対応の対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した¹。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

(公財) 日本台湾交流協会と台湾日本関係

協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表「日台類似群コード対応表」を2017年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2018年2月、ニース国際分類〔第11-2018版〕に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した²。

3 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度³に関する取組

(1)未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の官庁業務運営の円滑化に貢献するため、2017年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟

した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

- | | | |
|-------|-----|---|
| 2017年 | 7月 | 未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」(インドネシア) |
| | 10月 | マドプロリージョナル会合の実施(アジア太平洋地域の知的財産庁15か国及びWIPOが参加) |
| | | 新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」(カンボジア) |
| | 11月 | 加盟国を中心とする招へい研修「商標実体審査コース」(アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ジョージア、インド、カザフスタン、メキシコ、フィリピン) |
| 2018年 | 1月 | 未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」(マレーシア) |
| | | 新規加盟国タイへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施 |
| | 2月 | 未加盟国を中心とする招へい研修「商標審査実務(基礎)コース」(アルゼンチン、バングラデシュ、ブラジル、チリ、ミャンマー、ペルー、スリランカ、タイ) |

1 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/jpo_kipo-ruiji2018.htm

2 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/jpo_tipo-ruiji2018.html

3 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。



(2)国内における周知活動

2017年11月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（本国官庁における手続を中心に）」と題した説明を東京、大阪、名古屋の3都市で実施し、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の出願実務を理解



パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」

するためのテキストを配布した¹。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した²。



マドプロリージョナル会合（2017年10月）

4

地域団体商標に関する取組**(1)地域団体商標制度とは**

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権としてより適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録すること

が可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には、権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高め、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくことが期待されている。

1 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h29jitumu-madopro.htm
2 http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/panhu.htm



(2)地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標の出願は、2006年4月1日の出願受付開始から、2018年3月末までに1,199件が出願された。地域別に見ると、北海道53件、東北101件、関東・甲信越203件、北陸89件、東海150件、近畿296件、中国77件、四国41件、九州135件、沖縄45件、加えて外国から9件の出願があった。

②登録状況

地域団体商標の登録は、2018年3月末までに626件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」81件、「食肉・牛・鶏」60件、「織物・被服・布製品・履物」60件、「野菜」59件、「加工食品」61件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が63件と圧倒的に多く、兵庫県、岐阜県、石川県、北海道と続く。

2-3-2図 地域団体商標の産品別内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数^{*1} 626件 2018年3月31日時点

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
59件	7件	47件	60件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
48件	61件	6件	17件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
13件	15件	16件	12件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1件	4件	60件	81件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
29件	15件	37件	9件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	産品別の累計数 ^{*2}
14件	44件	25件	680件

(備考) 一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数^{*1}と産品別の累計数^{*2}は異なります。
(資料) 特許庁作成

2-3-3図 都道府県別登録件数上位10

都道府県	件数
京都府	63
兵庫県	37
岐阜県	29
石川県	29
北海道	29
静岡県	24
福岡県	19
愛知県	18
東京都	18
沖縄県	17
福井県	16
三重県	15
千葉県	15

(資料) 特許庁作成

(3) 地域団体商標の周知活動

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について分かりやすく説明したパンフレットを頒布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

また、2018年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2018年1月末までに地域団体商標に登録された商品（サービス）の内容について紹介した冊子「地域団体商標ガイドブック2018」を作成し、説明会等の参加者や、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、既権利者等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

本冊子は、「地域団体商標についてこれ1冊でまるわかり」をコンセプトに、地域団体商標の制度概要、実際に権利を取得し活用している方の事例、特許庁の支援策等についてまとめたものである。今年度から地域団体商標621件の紹介を商品別に掲載し、より検索しやすいように変更した。また、「大手メーカーと取引する際の信用が向上し、取引先の拡大につながった」、「模倣品対策をすることができ、ニセモノを排除することができた」等、実際の登録権利者からの声を中心に活用事例を6例掲載している。その他、地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q&Aや併用事例等を掲載している。



地域団体商標制度に係るパンフレットと、冊子「地域団体商標ガイドブック2018」

また、2018年1月には地域の地域団体商標の権利者団体からの強い要望を受け、「地域団体商標マーク」を策定した。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証であり、マークを継続して用いることで、一般消費者や取引先、同業者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・

信頼が蓄積し、地域団体商標自体のブランド力向上にもつながることが期待される。

本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみ使用できる。特許庁としても本マークの知名度の向上に努め、地域団体商標制度のPRに積極的に活用していく。



＜地域団体商標マーク＞

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。

「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、2018年3月には、大学生と地域団体商標権者がチームを組み、地域団体商標権者への取材等を通じ、その魅力等を「Instagram（インスタグラム）」において発信するとともに、今後の新商品展開・ビジネス

のアイデアを検討、発表する「九州地域ブランド総選挙」を開催した。イベント当日は、学生達による熱のこもった発表と、学生ならではのアイデアが披露された。



プレゼンテーションの様子



参加者及び関係者

地域団体商標活用事例

2018年3月に作成した冊子「地域団体商標ガイドブック 2018」の中から、地域団体商標の取得により地域が一致団結し、積極的に県外に向けてPRを行い、新たな名物として確立した「能登丼」の事例を紹介する。

～地域団体商標「能登丼」の下に地域が一致団結。積極的に県外に向けてPRを重ね、奥能登の新たな名物＝誘客ツールとして定着～

■商標：能登丼（登録番号：第5459266号）

■権利者：能登丼事業協同組合

■指定商品又は役務：石川県珠洲市・能登市・穴水町・輪島市における石川県奥能登産の食材を使用した丼物の提供

(1) 「能登丼」は奥能登の魅力が1つにまつたどんぶり。観光・飲食業だけでなく、地域の他の産業にも好影響を与えている

奥能登に訪れる人を増やし、地域を活性化させるため、石川県と奥能登2市2町、民間事業者、地域づくり団体が団結した。「どの店舗でも作れる「丼」を名物にしよう」と、海鮮丼や牛ステーキ丼など、バラエティー豊かな「能登丼」が生まれた。奥能登で対外的にPRできる商品は少なく、地域団体商標「能登丼」の旗を持ち、まとまって他地域のイベントに出て行けることは大きな武器で、知名度向上に役立っている。



また、「能登丼」を食べたお客様には、能登産のお箸を一膳プレゼントするようにしている。丼の器にも輪島塗などの能登産の器を使用することにしており、伝統的工芸品や地域の名産品など、他の産業にも好影響を与えている。

(2) 弁当事業への参入、大手コンビニチェーンとのタイアップなど、売上は提供当初の約4倍を記録！今年、売上累計11億円を突破した



「能登丼」を提供する店舗は小規模店舗が多く、団体ツアー客などへの提供が困難であったことから、「能登丼弁当」を開発し、2017年4月から提供を開始している。

また、大手コンビニチェーンからタイアップの話があり、その交渉の際には地域団体商標を取得していることが大企業の信用を得る上でプラスに働いている。

こうした取組により「能登丼」の知名度は着実に向上し、販売数も伸びている。

直近の売上は提供初年度の約4倍を記録した。



5

商標審査の品質管理

(1) 品質管理に関する取組

商標審査の質の維持及び向上は、適切な商標権の保護を可能とし、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、消費者の利益を保護することと併せ、各事業者等が円滑な経済活動を行う上で欠かせないものである。商標部門においては、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

① 品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件チェック(決裁)を行っている。

② 品質検証

a. 品質監査

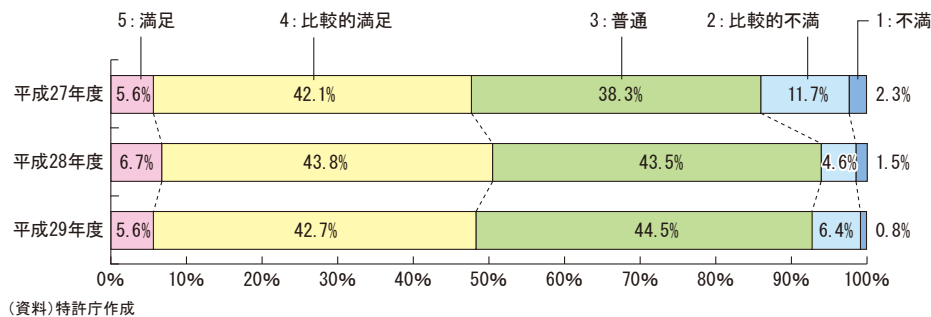
決裁が終了した案件からサンプルを抽出

し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2017年度は11名の品質管理官が約3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、アンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2017年度は国内企業等420者を対象に実施し、商標審査に関する全体としての質に対して「満足」及び「比較的満足」の回答を合わせた割合は48.3%であった。

2-3-5図 ユーザー評価調査の結果



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理

小委員会を設置した。2017年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づいた評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

¹ http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm



6

出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

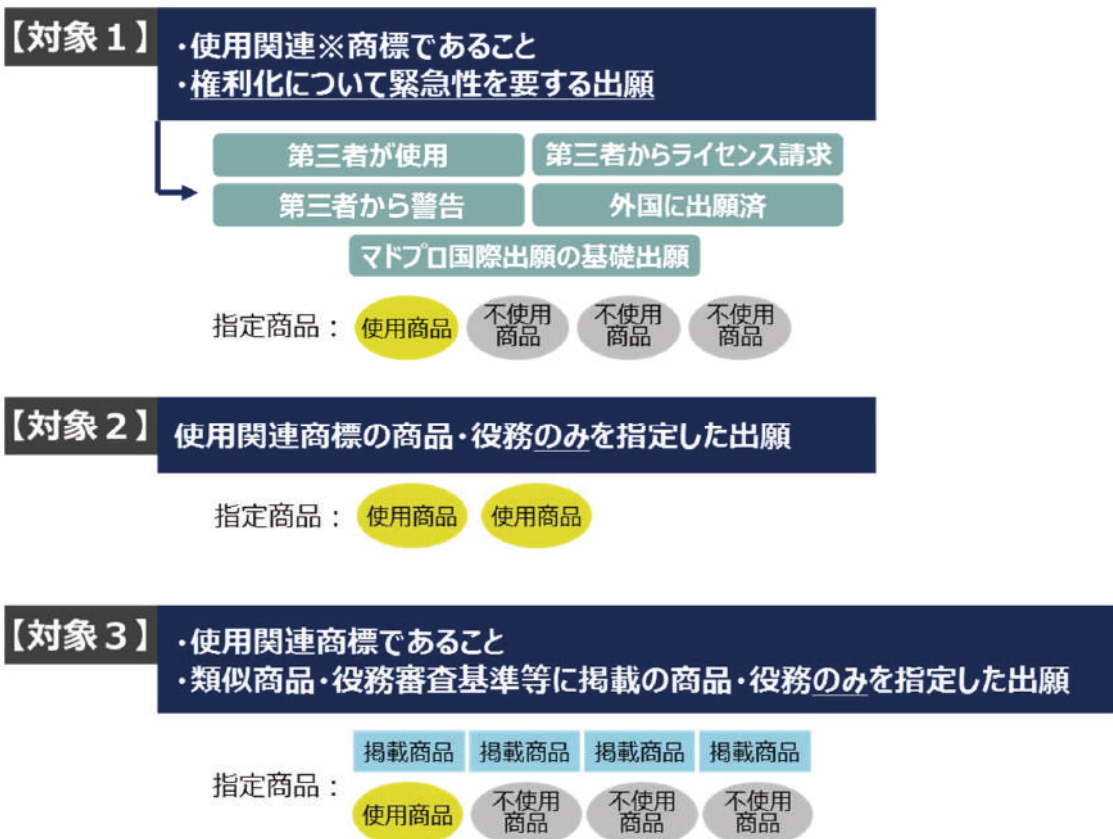
(1) 商標早期審査の対象

商標登録出願についての早期審査¹は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえて1997年9月に開始した。ユーザーの早期権利化のニーズにさらに応えるため、2017年2月に「類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定しており、商標を使用している（使用の準備を相当程度進めている）出願」にまで対象を拡大している。また、震災により被害を受けた地

域について知的財産の面からも震災復興を支援していくことが必要と考え、2011年8月より、被災地の企業等に対して、時限的に早期審査の対象を拡大している。

これらの出願については、早期審査の申請から3か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2017年の申請件数は、2016年に比べて約56.0%増加し3,447件であった。また、申請から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は、平均1.8か月であった。

2-3-6図 商標早期審査の概要



(備考)

使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態

1. 対象1の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人（ライセンシー）の使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
- 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
- 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。
- 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合。

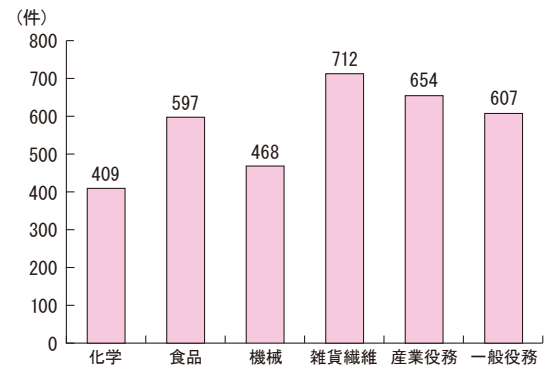
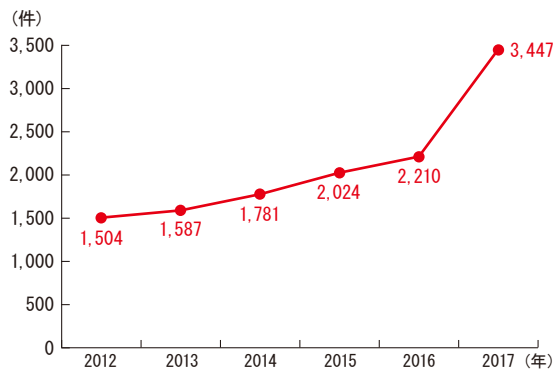
2. 対象2の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

3. 対象3の指定商品・指定役務中に、商標法施行規則別表、類似商品・役務審査基準及び商品・サービス国際分類表（ニース分類）に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm



2-3-7図 早期審査の申請件数の推移、産業分野別申請件数（2017年）



(資料) 特許庁作成